

Tax Alert - Canada

カナダ移転価格最新動向

EY カナダでは、重要な税務ニュースやカナダ企業に影響を与える制度の新設および変更に関するニュースレター(タックス・アラート)を発行しています。

日本企業サービス (JBS) は発行された EY カナダのタックス・アラートの中からカナダに進出する日本企業に関連性が高いと思われるものを選び翻訳し、「カナダ税務」の日本語版として日本企業の皆様にお届けいたします。

(このカナダタックス・アラートは2014年7月16日に発行された Tax Alert Issue 40 - Highlights from the CRA's 2013-2014 APA Program Report の日本語訳となります。)

2013-14 年 事前確認プログラムに関するカナダ歳入庁の報告書における重要点

カナダ歳入庁(CRA)が2014年3月31日末付(2013年4月1日から2014年3月31日まで)の移転価格税制の事前確認 (APA) プログラムに関する報告書を公表しました。

報告書には、完了及び進行中の APA プログラムの統計分析も含む APA プログラムの実施概要が公表されており、2013-14 年度に完了した APA プログラムの件数は今年も過去最高を更新しました。しかしながら、APA プログラムに対する関心は依然高い一方で、2013-14 年に提出された APA プログラム申請書の数は2011-12 年度・2012-13 年度と比べて減少しています。

APA プログラムの完了件数・未処理件数が増加

2013-14 年度において、25 件の APA プログラムが完了し、24 件完了した 2012-2013 年度から微増となりました。ただし、2011-12 年の 10 件、2010-11 年・2009-10 年の 16 件と比較すると非常に高い水準にあり、過去最高であった昨年度の完了件数記録を更新しました。

2013-14 年度は前例に無い 39 件の新規案件が受理されました。これは、2011-12 年度および 2012-13 年度末に申請中であった多くの案件が 2013-14 年度に CRA に受理されことによるものと考えられます。納税者はプログラムに進むために、Information Circular 94-4R または申請受理前の CRA との打ち合わせで定められた情報を CRA に提出する必要があり、必要な情報を提出して申請完了してはじめて受理案件としてカウントされます。

プログラムの 3 月 31 日における未処理案件は 110 件でした。これも、2013-14 年の受理件数を反映し、過去最高水準となっています。



完了期間が 47.8 ヶ月に短縮

今年度の APA の完了にかかった平均期間は 47.8 ヶ月と、昨年度の 51.5 ヶ月から短縮しました。完了案件には非常に長期間または短期間で完了しているものが含まれるため、各年度の完了期間の長さを単純に比較することはできませんが、今年度の 47.8 ヶ月は過去 5 年間の平均を下回っています。

また、案件が受理されてからの 3 段階の各調査段階における二国間 APA の平均調査期間の内訳も公表されています。第 1 段階のデュー・デリジェンスは、受理日にはじまり、対象取引と移転価格算定方法に関する方針説明書を CRA が作成・完了する日までを指します。第 2 段階として、海外税務当局との交渉が行われます。最終段階として、CRA と海外税務当局及びカナダの納税者との間の協定文書の作成・締結が行われます。

受理日からデュー・デリジェンス完了まで、今年度は平均で 30 ヶ月かかったと公表されました。これを 2012-13 年度の 27.9 ヶ月、2011-12 年度の 22.1 ヶ月と比較すると非常に長く見えますが、この段階にこれほどの時間がかかったのは、納税者と CRA スタッフの施設見学や協議の日程調整の難航、CRA の質問に対する納税者の対応の遅れ、過去情報が入手困難な状況、移転価格の課題や対象取引の複雑性といった種々の要因があったためと説明されています。しかしながら、2010-11 年度に導入された受理前手続および情報要求がより重視されていることを考えると、第 1 段階の長期化はやや意外な結果です。

今年度の完了案件に関して、海外当局と APA を交渉する第 2 段階にかかった期間は平均で 4.8 ヶ月でした。昨年度の 11.6 ヶ月、2011-12 年度の 5.7 ヶ月から短縮されました。完了件数が増加したにもかかわらず、交渉期間は短縮したという点は重要です。

交渉完了後、APA ドラフトの作成、海外税務当局および納税者による文書への合意、CRA 相互協議サービス部門および納税者による署名という最終段階において、平均で 13 ヶ月かかりました。この段階の期間は、過去 5 年間の傾向と特に変わりありません。

申請受理前の打ち合わせ件数減少

更新・新規の申請者を含む申請受理前の打ち合わせ件数は 21 件と、2011-12 年度の 34 件、2012-13 年度の 24 件から減少しました。2007-08 年度の 38 件が過去最高の件数となっています。

一方で、プログラムの手続きに進んだ件数は 39 件と昨年の 21 件から増加しました。過去 2 年間に受理の検討過程にあった申請の数が多かったことが、今年の高い受理件数の原因となっています。申請受理前の打ち合わせを行った後、プログラムに進めるかどうかを CRA が未決定の案件があるためです。

2013-14 年度末現在、9 件が受理の検討過程にあります。したがって、来年は完了件数が受理件数を超え、未処理案件が減少すると予想されます。

取り下げ件数の増加

報告書では、納税者が APA の申請を自主的に取り止める選択をしたケース、あるいは、対象取引が APA プログラムに適していないと CRA が納税者に通知したケースを、取り下げとして扱っています。

受理前の打ち合わせを実施した 21 件のうち、8 件は納税者が APA の申請を取り下げました。なお、昨年度取り下げは 3 件でした。また、プログラムに進んだ後で取り下げられた案件が、今年度は 3 件ありました。

今年度は未処理案件を減らす目的で CRA が受理前の案件を詳細に検討したので、公表された取り下げ件数の中には CRA が対象取引が APA プログラムに適切でないと判断した案件が含まれていると考えられます。

取引単位営業利益法 (TNMM)

年末の時点で進行中の APA のうち、63%の案件で TNMM が使用されています。このうち TNMM の利益水準指標の選定として最も多く使われているのが売上高営業利益率(全体の 41%)であり、トータルコストプラス(16%)、総資産利益率(4%)、ペリー比率(2%)の順で用いられています。

他の手法として、独立価格比準法(14%)、利益分割法(13%)、原価基準法(6%)、再販売価格基準法(5%)なども使用されています。

今後の動向

APA プログラム報告書では、来年度はより多くの案件が完了され、完了時間の短縮が達成される見込みであるとの CRA の見解が示されています。完了案件の増加、受理検討中案件の減少ならびに交渉期間の短縮という今年度の実績が、この 2014-15 年度の前向きな予想の根拠となっています。

ご質問・ご相談

このタックス・アラートおよび EY カナダが提供する税務サービスの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

トロント

牧野卓司 JBS パートナー

+1 416 941 1765 | takuji.makino@ca.ey.com

バンクーバー

角田 大輔 シニアマネージャー

+1 604 891 8388 | daisuke.sumita@ca.ey.com

カルガリー

池内 正文 マネージャー

+1 402 206 5441 | masafumi.ikeuchi@ca.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services.

The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization and may refer to one or more of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax Services

EY's tax professionals across Canada provide you with deep technical knowledge, both global and local, combined with practical, commercial and industry experience. We offer a range of tax-saving services backed by in-depth industry knowledge. Our talented people, consistent methodologies and unwavering commitment to quality service help you build the strong compliance and reporting foundations and sustainable tax strategies that help your business achieve its potential. It's how we make a difference. For more information, visit ey.com/ca/tax.

© 2014 Ernst & Young LLP. All Rights Reserved.

A member firm of Ernst & Young Global Limited.

This publication contains information in summary form, current as of the date of publication, and is intended for general guidance only. It should not be regarded as comprehensive or a substitute for professional advice. Before taking any particular course of action, contact Ernst & Young or another professional advisor to discuss these matters in the context of your particular circumstances. We accept no responsibility for any loss or damage occasioned by your reliance on information contained in this publication.

ey.com